

規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一七一三〇

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七一四）の一部を次のように改正する。

第三条中「国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第五十九条第一項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条第一項の規定により埼玉県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員として採用されたものとする。」を「次の各号に掲げる職員とする。」に改める。

第三条に次の二号を加える。

- 一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第五十九条第一項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条第一項の規定により埼玉県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員として採用されたもの
- 二 医師として採用された職員であつて、当該採用前に二年以上の医業に従事した経歴を有するもの

第六条第二項中「法」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）」に改める。

別表第二中「埼玉県町村会」を「埼玉県町村会
社会福祉法人桜楓会」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。